

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人星乃里会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第10条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定及び支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 理事長 | 年240万円を限度とし評議員会で承認される額 |
| (2) その他の理事 | 無報酬 |
| (3) 評議員 | 無報酬 |
| (4) 監事 | 無報酬 |

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月月末までに支給
 - (2) 賞与 毎年7月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第5条 役員等が出張する場合は、本人の申し出に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、本人の申し出に基づいて、当該費用を支給する。
 - 3 1項及び2項の支給の額について、実際に要す必要最小限の額と認められる額とし、挙証資料を添付するものとする。

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに理事長に就任した者には、その月から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

- 附則 この規程は、平成29年6月16日(評議員会の議決日)から施行し平成29年4月1日から適用する。